

滋賀県登録者の介護支援専門員証の 更新手続きについてのご案内

(令和3年2月作成)

お手元に「介護支援専門員証」を準備し、「有効期間満了日」を確認してから、読み進めてください。

【お願い】読み進める前に、下記(1)(2)を 必ずご確認ください！

(1) 滋賀県で介護支援専門員の登録を受けていますか？

- 滋賀県知事印が押印された介護支援専門員証（以下「証」という。）をお持ちの方は、滋賀県で登録されています。

⇒ **はい** →続いて(2)をご確認ください。

⇒ **いいえ** →更新や研修について登録地の都道府県にお問合せください。

(2) 証の更新に必要な研修を修了していますか？

- 証の有効期間は5年です。有効期間満了日の翌日以降も介護支援専門員業務を継続するには、証を更新する必要があります。
- 証を更新するには、証の有効期間内に、①更新に必要な研修（以下「更新研修」という。）を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。

⇒ **はい** →P10～で受講対象となる研修を確認し、当該研修を現在の証の有効期間内に修了しているかご確認ください。現在の証の有効期間内に更新研修を修了している場合は、更新可能です。P4の更新申請を行ってください。

⇒ **いいえ** →P10～で受講対象となる研修を確認し、証の有効期間内に修了してください。修了後、P4の更新申請を行ってください。

目次

1. 更新に必要な研修

- (1) はじめに …P 1
- (2) 研修案内、申込について
- (3) 修了証明書の取扱い
- (4) 研修申込から修了までの流れ …P 2
- (5) 研修スケジュール …P 3

2. 証の更新について

- (1) はじめに …P 4
- (2) 提出時の留意事項
- (3) 提出書類 …P 5
- (4) 提出方法
- (5) 新しい介護支援専門員証の交付
- (6) 更新後の証の有効期間満了日 …P 6
- (7) 主任更新研修を修了した方
- (8) 登録事項に変更（住所、氏名）がある場合 …P 7
- (9) 研修の修了証明書を紛失した場合
- (10) 登録地の移転（転出）
- (11) お問い合わせ先

3. 参考資料

- 「令和3年度 介護支援専門員研修スケジュール予定」 …P 9
- 「令和3年度 滋賀県介護支援専門員法定研修一覧」 …P10
- 「令和3年度 更新フローチャート」 …P12
- 「令和3年度 主任更新研修 受講要件」 …P14

1. 更新に必要な研修

(1) はじめに

- 介護支援専門員証（以下「証」という。）の有効期間を更新するには、現在お持ちの証の有効期間内に、①更新に必要な研修（以下「更新研修」という。）を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。
- ①の更新研修は、過去の研修履歴や介護支援専門員としての業務期間によって受講対象となる研修が異なります。P10～をお読みいただき、必ず、ご自身がどの研修の対象となるのかをご確認のうえお間違えないようお申し込みください。
- 誤って受講する必要のない研修を受講してしまった等で、必要な研修を修了できなかった場合、更新が認められません。ご自身がどの研修の対象になるのか必ずご確認のうえお申し込みください。
- ②の証の更新申請は、研修修了後（修了証明書を受領した後）に行ってください。研修を修了する前に申請することはできません。
- 滋賀県登録の方や証の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定します。定員が超過する等の場合、有効期間に余裕がある方は受講をお断りすることがあります。

(2) 研修案内、申込について

- 研修案内は、随時、県および研修実施機関ホームページに掲載するとともに、研修実施機関から介護支援専門員必置の事業所・施設に案内を郵送いたします。案内の個別送付は行っておりませんので、各自でホームページ等をご確認いただき、研修申込期間中にもれなくお申込みいただきますようお願いいたします。（おおよその申込期間はP9～に掲載しています。詳細は決まり次第、随時ホームページでご案内いたします。）
- ご自宅でインターネットがご使用いただけない場合、案内を郵送いたしますので当課までご連絡ください。

(3) 修了証明書の取扱い

- 研修の全科目を修了した後でなければ修了証明書は交付できません。
- 修了証明書の交付は、原則として、研修最終日（未修了科目の補講がある場合は補講日も含めた研修最終日）からおおむね3か月後に提出する研修記録シートの

確認後（実務研修、更新研修Ⅱ、再研修は受講直後の研修記録シートの確認後）となります。証の有効期間内に余裕をもって修了できるコースでお申込みください。

(4) 研修申込から修了までの流れ



(5) 研修スケジュール

- 研修案内・申込時期について、**平成 31 年度（2019 年度）から、研修の区分ごとにまとめて募集することとなりました。平成 30 年度までのコースごとの募集は行いませんのでご注意ください。**

（イメージ）

○専門課程 I

<変更後>		<変更前>	
	案内時期		案内時期
A コース	3 月 (一斉募集)	A コース	3 月
B コース		B コース	4 月
C コース		C コース	5 月

○専門課程 II

<変更後>		<変更前>	
	案内時期		案内時期
A コース	4 月 (A~C 一斉募集)	A コース	4 月
B コース		B コース	
C コース		C コース	5 月
D コース	6 月 (D~E 一斉募集)	D コース	
E コース		E コース	

- 研修案内の時期や申込期間等のおおまかなスケジュールは、P9～をご参照ください。詳細は決まり次第、随時ホームページに掲載します。
- 専門課程 II は、1 日 1 科目（8 日間）で実施するコースと、1 日 2 科目（5 日間）で実施するコースがあります。いずれのコースも、トータルの研修時間は同じ 32 時間です。受講しやすいコースでご受講ください。
- 同年度内に専門課程 I と II を両方受講予定の方は、専門課程 I の最終日より前に専門課程 II が始まらないように留意して申し込んでください。
- ご自身がどの研修の対象となるかは、P10～をご確認のうえ、必要な研修をお申し込みください。

2. 証の更新について

(1) はじめに

- 証を更新するには、現在お持ちの証の有効期間内に、①更新研修を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。更新研修が未修了の方は、先に研修を受講してください。(P1)
- 証の有効期間は、**研修を修了しただけでは更新されません。**必ず、研修修了後、更新にかかる必要書類を揃え、滋賀県医療福祉推進課までご申請ください。
- 更新申請の受付期間は、原則として、**有効期間満了日の1年前から1ヵ月前まで**です。**有効期間を過ぎた場合、いかなる場合であっても申請を受け付けることはできません。**(証の有効期間満了日の1ヵ月前を過ぎている場合、証の有効期間内に至急申請してください。)
- 更新研修を修了していても、**有効期間内に更新申請がなされなかった場合、証は失効**します。証失効後は、介護支援専門員業務に就くことはできませんが、介護支援専門員の登録は残ります。証失効後、再度、介護支援専門員業務に就くには、「介護支援専門員再研修」を修了する必要があります。

(2) 提出時の留意事項

- 氏名は楷書で外字も正確にご記入ください。(例)「崎・崎」、「西・面」、「吉・吉」等
- 住所や氏名に変更がある場合、登録事項の変更手続きが必要です。詳しくはP7「(8)登録事項に変更(住所、氏名)がある場合」を参照ください。
- 郵送によりご提出される場合は、**簡易書留または特定記録による郵送**をお願いします。普通郵便で送付された場合に郵送事故等により当課に不着となった際は、再度、すべての書類をそろえてご提出いただきますのでご注意ください。
- 新しい証がお手元に届くまでに1ヵ月以上かかる場合があります。申請前に、**現在の証の写しを取っておき、新しい証が届くまでお手元に控えておいてください。**
- 申請書類は滋賀県医療福祉推進課のホームページよりダウンロードできます(P7)。インターネットがお使いいただけない場合、医療福祉推進課までご連絡ください。

(3) 提出書類

- 次のアからオまでのすべての書類等を提出してください。

ア. (様式第3号) 介護支援専門員証交付申請書(有効期間の更新)

- ・ 1, 520円分の滋賀県収入証紙をお貼りください。

イ. 顔写真(同じものを2枚) (ﾀﾞｲ3cm×ｼﾞｯ2.4cm)

- ・ 申請前6か月以内に撮影したものが有効です。
- ・ 裏面に介護支援専門員の登録番号と氏名を記入してください。
- ・ 1枚はアの写真貼付欄に貼付、もう1枚は傷がつかないようにしてください。

ウ. 滋賀県収入証紙 1, 520円分

- ・ アの証紙貼付欄に貼付してください。(貼付欄に収まらない場合、写真や記入事項に重ならないよう欄外に貼付してください。)

エ. 介護支援専門員証の原本

- ・ 紛失した場合には、「介護支援専門員証紛失届」の提出が必要です。滋賀県医療福祉推進課のホームページより様式をダウンロードして提出ください。

オ. 研修の修了証明書の写し

- ・ 今回の更新にあたり受講した研修の修了証明書のみで結構です。過去の更新時に受講した研修の修了証明書は添付不要です。
- ・ 専門課程Ⅰと専門課程Ⅱを受講した方は、両方の修了証明書が必要です。
- ・ 修了証明書を紛失した方は、P7「(9) 研修の修了証明書を紛失した場合」をご参照ください。

(4) 提出方法

- 提出書類一式を、「特定記録」または「簡易書留」による郵送、もしくは持参により、下記提出先までご提出ください。

<提出先> 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係 あて

(5) 新しい介護支援専門員証の交付

- 申請書の受付順に交付いたします。申請の状況によっては、新しい証がお手元に届くまでに1~2ヵ月程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- 「特定記録郵便」で登録住所あてに送付します。

(6) 更新後の証の有効期間満了日

- 更新後の証の有効期間は、申請書の受理日や証の交付日に関わらず、現在の有効期間満了日の翌日から起算して5年を経過する日となります。

(例) 現在の有効期間満了日が、
令和4年(2022年(平成34年))3月31日の場合
⇒ 更新後の有効期間満了日は、令和9年(2027年)3月31日

※主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した場合の取扱いは、「(7)主任更新研修を修了した方」をご参照ください。

(7) 主任更新研修を修了した方

<注意> 以下の取扱は、主任更新研修(主任の有効期間を更新する研修)を修了した方に適用されるものです。主任研修(主任の資格を取る研修)を修了した方は該当しませんのでご注意ください。

- 主任更新研修の修了者は、証の更新に必要な研修(更新研修)を修了したとみなされます(つまり、主任更新研修の修了者は証の更新研修の受講が免除される)。
- 主任更新研修修了者の証の有効期間は、原則として、主任の有効期間に置き換えて交付する(以下「置換交付」という。)こととされています(つまり、証の有効期間を、主任の有効期間にそろえて交付することができる)。
- 置換交付を希望しない場合、申出により置換交付をしないことも可能です。
- ただし、平成27年度以降に主任研修を修了した方で、主任の有効期間よりも先に証の有効期間が満了する場合は、置換交付できない取扱いとなっています。(つまり、該当者は証の有効期間を主任の有効期間にそろえることができない。ただし有効期間はそろえられないが、証は証、主任は主任でそれぞれ5年更新される。)
- 主任更新研修を修了した方は、置換交付する・しない・できないに関わらず、証の更新研修を修了したとみなされますので、繰り返しになりますが、証の更新研修の受講は免除されます。
- 置換交付に関しては、主任更新研修のオリエンテーションで詳細を説明します。

(8) 登録事項に変更(住所、氏名)がある場合

- 登録事項(住所、氏名)に変更のある場合には、P5「(3) 提出書類」に併せて次の書類を提出してください。

ア. (様式第5号) 介護支援専門員証登録事項変更届 (手数料不要)

イ. 「戸籍抄本」 (氏名に変更がある場合のみ)

(9) 研修の修了証明書を紛失した場合

- 更新申請に必要な研修修了書を紛失された場合、「修了証明願」に証明を受けることで修了証明書の代わりとすることができます。
- 修了証明書の再発行はできませんのでご了承ください。

(10) 登録地の移転(転出)

- 滋賀県以外の都道府県に登録を移転したい場合、まずは移転希望先の都道府県に移転が可能であるかお問い合わせください。移転が可能であることが確認できましたら、滋賀県医療福祉推進課にご連絡ください。

(11) お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL: 077-528-3597 FAX: 077-528-4851
(※ 平日8:30~17:15までの間にお問い合わせください。)

各種手続きおよび必要様式はホームページに掲載しています。

○滋賀県公式ホームページ

県民の方 > 健康医療福祉 > 高齢者福祉・介護 > 注目情報「介護支援専門員について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/306759.html>



3. 参考資料

- 「令和3年度 介護支援専門員研修スケジュール予定」…P9
- 「令和3年度 滋賀県介護支援専門員法定研修一覧」…P10
- 「令和3年度 更新フローチャート」…P12
- 「令和3年度 主任更新研修 受講要件」…P14